



cutting through complexity

「IASBは、適用日の相違がもたらす影響への対処に取り組みつつ、引き続き有配当契約に関する問題解決に取り組んでいる。IASBの再審議が終結する時期は近いものとみられる」

— KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS保険リーダー
Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2015年10月に行われたIASBの保険契約プロジェクトにおける議論を取り上げています。

ハイライト

適用日の相違がもたらす影響への対処

- IASBは、IFRS第4号を改訂する公開草案について、60日間のコメント期間を設けることに同意した。

移行時の金融資産の分類及び測定

- 「指定アプローチ」を適用して、移行時の金融資産の管理に関する事業モデルを再評価することとする。
- IASBは、保険契約に関する比較情報を修正再表示すること、及び金融資産に関する移行規定は強制しないことを確認した。

ミラーリング・アプローチ

- IASBは、公開草案で提案したミラーリング・アプローチを今後検討しないことを決定した。

表示及び開示の評価

- IASBは、公開草案の公表以来行ってきた過去の決定を踏まえて、表示及び開示規定を決定した。
- IASBは、市場関係者から寄せられたフィードバックを勘案して、開示規定全体の検討を行った。

移行措置、表示及び開示並びに適用日の相違について 下した決定

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。当初は無配当契約が焦点であったが、現在は有配当契約のために必要な修正について焦点が当てられている。

その他の基準書との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」)¹が含まれている。公開草案に含まれるガイダンスの多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同基準書に沿うように立案されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」²が保険者の投資の大部分をカバーすることから、新しい金融商品会計基準(IFRS第9号「金融商品」)においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と最終の保険契約に関する基準書がどのように関係するか、ということも含まれていた。加えて、IASBは、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違がもたらす結果への最善の対処方法についても調査している。

内容

適用日の相違がもたらす影響への対処	3
移行時の金融資産の分類及び測定	5
ミラーリング・アプローチ	11
表示及び開示の評価	13
別表:IASBの再審議の要約	18
マイルストーンと今後のスケジュール	28

2015年10月のIASB会議

10月の会議において、IASBは、IFRS第4号「保険契約」を改訂する公開草案について60日間のコメント期間を設けることに同意し、IFRSの初度適用企業による延期(deferral)アプローチ及び上書き(overlay)アプローチの適用を禁止することを決定した。IASBは以前、新たな保険契約に関する基準書よりも前にIFRS第9号を適用することによる会計上の影響に対処するための一時的な措置として、これらのアプローチを議論したことがある。IASBスタッフは、IFRS第4号を改訂する公開草案の公表時期は2015年12月、最終化した改訂の公表時期は2016年第3四半期中となることを見込んでいる。

同月、IASBはまた、金融資産を保険事業に関連するものとして指定する際に適用される上書きアプローチの適用範囲³は、新たな保険契約に関する基準書に移行する際に、どの金融資産が移行規定の適用対象となるかを評価する際にも適用されることを決定した。

新たな保険契約に関する基準書を当初適用する際の規定として、IASBは以下の事項を決定した。

- 企業は、保険契約に関する比較情報を修正再表示しなければならない。
- 過去にIFRS第9号を適用した企業は、以下の場合にのみ、保険事業に関連する金融資産についての比較情報を修正再表示することが認められる(ただし、要求はされない)。
 - 事後的判断(hindsight)を用いずに修正再表示が可能である。
 - 企業が新たな保険契約に関する基準書の移行規定を適用することを選択している。

2015年6月の会議において、IASBは、有配当契約について一般的な測定モデルを修正すること(「変動手数料アプローチ」)に同意していた。IASBが変動手数料アプローチを導入したのは、公開草案で提案した有配当契約に関するアプローチについて一部の市場関係者が提起した懸念に対処するためであった。したがって、IASBは、10月の会議において、公開草案で提案したミラーリング・アプローチを今後検討しないことを決定した。

IASBはまた、保険契約に関する表示及び開示規定も検討した。IASBは、公開草案の公表以来行ってきた様々な決定事項を再検討し、それらの事項が財務諸表作成者及び利用者が寄せたフィードバックにどの程度有効に対応しているかを検討した。

IASBは現在、再審議事項の大部分を完了させた状況である。残りの事項として、有配当契約の一般的なモデルと変動手数料アプローチの違いを評価すること等があるが、それらは今後の会議で審議する予定である。適用日については、その他のすべての再審議が完了した後に審議する予定である。

1 IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年9月)を参照。2015年7月、IASBはIFRS第15号の一部改訂を公表した。詳細は「IFRS最新提案の解説:公開草案IFRS第15号の明確化」を参照。

2 IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」(2014年9月)を参照。

3 詳細な情報については、「IFRS Newsletter Insurance-Issue 48 グローバルな保険会計へ向けて」を参照。

適用日の相違がもたらす影響への対処

IASBは、IFRS第4号を改訂する公開草案について、60日間のコメント期間を設けることに同意した。

論点

2015年9月の会議において、IASBは、新たな保険契約に関する基準書が発効する前にIFRS第9号を適用することから生じかねない一時的な会計上の影響に対処するために提案した措置について、審議を完了させた。IASBは、デュー・プロセスが適切に完了し、IFRS第4号を改訂する公開草案の投票(ballot)を開始できることを確認した。これらの一時的な措置が承認されれば、IFRS第4号は以下のように改訂されることになる。

- 保険業を主な事業とする報告企業は、2021年1月1日までIFRS第9号の適用を一時的に延期することが認められる(「延期アプローチ」)。
- 保険契約を発行していて、IFRS第9号を適用している企業は、新たな保険契約に関する基準書を適用する前に生じる可能性のある会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティの一部を当期純利益から除外することを選択できる(「上書きアプローチ」)。

さらに、これらの改訂が承認されれば、IFRS第9号発効後の期間にIFRSを初度適用した企業については両アプローチが、IFRS第9号を早期適用した初度適用企業については上書きアプローチが関連することになる。したがって、IASBは、最初のIFRS財務諸表を作成する企業にこれらの両アプローチを適用することを認めるべきか否かを検討する必要がある。

IFRSの初度適用企業が両アプローチを適用できるか否かについて

IASBスタッフは、IFRSの初度適用企業は、上書き及び延期アプローチの適用を認められたとしても、それらを適用しようとするところはほとんどないと主張した。なぜなら、IFRSの初度適用企業が最初のIFRS財務諸表を作成する前にIAS第39号「金融商品:認識及び測定」と類似または同一の規定を適用する可能性は低く、これらのアプローチのいずれかを適用するにはIAS第39号の全部または一部を適用することによって必要となる情報を提供しなければならなくなるため、これらのアプローチを適用するのにIFRS第9号を全面適用するよりも多大なコストが掛かる可能性があるからである。

IASBスタッフは、IFRSの初度適用企業に延期及び上書きアプローチを適用するか否かを検討したが、それらのアプローチの目的はIAS第39号からIFRS第9号に移行する際に生じる可能性のある一時的な会計上の影響に対処するためにあることも指摘した。このような問題は、従前の各国の財務報告の規定からIFRS第9号に移行することになるIFRSの初度適用企業にとっては問題とならないはずである。

IASBスタッフはまた、IFRSの初度適用企業が延期及び上書きアプローチを適用することを禁止しても、IFRSの初度適用企業にIFRSの最新版を適用し、企業における毎期の比較可能性を確保するよう要求するIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」には反しないとも考えた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBに以下の事項を提案した。

- IFRS第4号を改訂する公開草案について、60日間のコメント期間を設けること
- IFRSの初度適用企業による延期及び上書きアプローチの適用を禁止すること

IASBの議論

IASBスタッフは、デュー・プロセス監督委員会(Due Process Oversight Committee)がコメント期間を60日以上とすることを承認した旨をIASBに伝えた。

IASBの決定

IASBは、スタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

コメント期間

コメント期間が60日間あれば、IFRS第4号の改訂の最終化が進むことになるだろう。

この改訂の適用までの期間は短くなるものの、上書き及び延期アプローチには通常の適用準備期間を設ける必要はない。なぜなら、上書きアプローチは企業がIAS第39号に基づき既に報告した情報を基礎としており、延期アプローチはIFRS第9号の一時的な延期を伴うからである(ただし、限定的な開示は必要である)。

初度適用企業

今回の決定によって、2018年1月1日より前に終了する報告期間において、IFRSの初度適用企業が、IAS第39号を適用して最初のIFRS財務諸表を作成するにあたり、影響を受けることはない。すなわち、最初のIFRS財務諸表を、IAS第39号に基づき作成するIFRSの初度適用企業は、その後の期間において財務諸表を作成する際に、延期及び上書きアプローチを使用してもよいことになる。

新たな保険契約に関する基準書を適用する前にIFRS第9号を適用して最初のIFRS財務諸表を作成しようとしているIFRSの初度適用企業は、延期及び上書きアプローチの適用が禁じられていることを踏まえて、この2つの基準書の適用日が異なることによって会計上のミスマッチが生じるか否かを検討することになる。これらのアプローチの代わりに、これらの企業は、新たな保険契約に関する基準書の規定と整合する会計方針の適用、または新たな保険契約に関する基準書を、適用できる状況になり次第、早期適用することを検討することができる。新たな保険契約に関する基準書を適用する際に利用できる移行規定は、これらの企業も適用することができる。

移行時の金融資産の分類及び測定

「指定アプローチ」を適用して、移行時の金融資産の管理に関する事業モデルを再評価することとする。

事業モデルの再評価の対象

論点

2015年1月の会議において、IASBは、公開草案で提案した移行規定を承認することを決定した。この移行規定の承認によって、過去にIFRS第9号を適用した企業は、新たな保険契約に関する基準書の当初適用時に、以下の事項が適用されることになる。

- 会計上のミスマッチを解消または大幅に削減するために、金融資産を公正価値オプション(FVO)に基づき当期純利益を通じて公正価値で測定する区分(FVTPL)に指定することが認められる。
- 過去にFVOの指定をする原因となった会計上のミスマッチがもはや存在しない場合には、過去のFVOの指定を取り消さなければならない。
- 資本性金融商品への投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分(FVOCI)に指定すること、及び過去の指定を取り消すことが認められる。

IASBは、新たな保険契約に関する基準書の当初適用日に、保険事業に関連するものとして指定した金融資産に関する事業モデルの再評価を、企業に許容または要求する追加の移行規定を提供する検討を行うことを決定した。この再評価は、当初適用日時点で存在する状況に基づき行うことになる。

これらの決定に際して、IASBは、以下の事項を検討する必要があることを指摘した。

- 追加の移行規定を適用すべき金融資産。
- 追加の移行規定を適用することによって、金融資産の分類及び(または)測定の変更があるか否か。
- その変更を将来に向かって適用すべきか、それとも遡及適用すべきか。及びその変更による利得または損失をどのように処理すべきか。
- どのような情報を開示すべきか。

IASBスタッフの提案

論点	IASBスタッフの提案及び検討事項
保険事業に関連するものとして指定した金融資産で、追加の移行規定を適用すべきもの	IASBスタッフの提案 上書きアプローチに基づき保険事業に関連する金融資産を識別するアプローチに合わせて、IASBスタッフは、新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価は、企業が保険事業に関連するものとして指定した金融資産に対して適用することを提案した。

論点	IASBスタッフの提案及び検討事項
<p>保険事業に関連するものとして指定した金融資産で、追加の移行規定を適用すべきもの(続き)</p>	<p>IASBスタッフの検討事項</p> <p>IASBスタッフは、保険事業に関連する金融資産の識別について別のアプローチを導入すると、財務報告が財務諸表作成者及び利用者にとって複雑になると考えた。</p> <p>上書きアプローチに基づく金融資産の指定に合わせて、事業モデルを再評価する目的での金融資産の指定は、以下の両資産に適用することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予想される保険金及び費用の水準に起因する負債の決済の原資とするために、企業が保有する金融資産 ● 保険事故がより頻繁になる、またはより重要になる、あるいは保険事故によって決済の時期を予想より早める必要がある場合に備えて、企業が保有する必要がある追加的(または余剰)資産 <p>上書きアプローチに基づく金融資産の指定に合わせたアプローチの使用は、IFRS第4号の適用範囲である保険契約の発行以外の活動に関連して保有していることが明らかな金融資産には適用しないこととする。</p>
<p>事業モデルの再評価は任意か強制か</p>	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>新たな保険契約に関する基準書への移行時の金融資産の管理に関する事業モデルの再評価は、強制ではなく任意とする。</p> <p>IASBスタッフが他に検討した事項</p> <p>事業モデルの再評価に関する移行規定を提供する目的は、一部の企業にとって、新たな保険契約に関する基準書を当初適用する際に存在する事実及び状況に基づく事業モデルの評価が、IFRS第9号を当初適用した際に存在した事実及び状況に基づく評価とは異なる可能性があるという事実に対応するためであると、IASBスタッフは指摘した。ただし、保険契約を発行するすべての企業にこのような事実が当てはまるわけではない。したがって、IASBスタッフは、このような事実に直面していない企業に事業モデルの再評価を強制すべきではないと考えた。</p>
<p>追加の移行規定を適用したことによる分類及び測定</p>	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価、FVOに基づく金融資産の指定及び指定の取消、並びに資本性金融商品への投資をその他の包括利益(OCI)で表示するという選択は、その基準書の当初適用時(すなわち、表示される最も早い期間の期首)に存在する事実及び状況に基づき行うべきである。</p> <p>追加の移行規定を適用したことによる分類は遡及適用(すなわち、金融資産が常にその分類であったかのように)することとし、追加の移行規定を適用した結果金融資産の分類及び測定に変更が生じたことによる累積的影響額は、利益剰余金またはOCI累計額の期首残高に認識することとする。</p>

論点	IASBスタッフの提案及び検討事項
追加の移行規定を適用したことによる分類及び測定(続き)	<p data-bbox="651 398 1013 427">IASBスタッフが他に検討した事項</p> <p data-bbox="651 472 1485 696">この取扱いはIFRS第9号の移行規定と整合しており、企業が(特に事後的判断を用いずに)過去に存在した事実及び状況に基づき金融資産の管理に関する事業モデルを評価するのは困難であると、IASBスタッフは指摘した。IASBスタッフはまた、現在の事実及び状況に基づき事業モデルを再評価することの方が適切であり、その結果、企業は、新たな保険契約に関する基準書を当初適用する際に、金融資産の管理に関する事業モデルをより正確に反映することができると考えた。</p>
開示規定	<p data-bbox="651 741 869 770">IASBスタッフの提案</p> <p data-bbox="651 815 1485 882">企業は、移行規定を適用する金融資産の指定に関する方針を開示しなければならない。</p> <p data-bbox="651 904 1485 1016">新たな保険契約に関する基準書の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更があった場合には、金融資産の種類別に以下を開示することを企業に要求することとする。</p> <ul data-bbox="651 1039 1485 1532" style="list-style-type: none"> ● 当初適用を行う直前の測定区分及び帳簿価額 ● 移行規定を適用したことによる新たな測定区分及び算定された帳簿価額 ● 過去にFVOの指定をしたが今後はFVOの指定をしない金融資産の財政状態計算書上の金額(企業が指定の取消をしなければならないものと指定の取消をすることを選択したものとを区別する) ● 当初適用の結果、分類が変更した金融資産に対して企業がどのように移行規定を適用したかを財務諸表利用者が理解することのできるように、以下の定性的情報 <ul style="list-style-type: none"> - 金融資産のFVOの指定または指定の取消をした理由 - 企業が事業モデルの再評価に際して異なる結論を下した理由の説明 <p data-bbox="651 1576 1013 1606">IASBスタッフが他に検討した事項</p> <p data-bbox="651 1650 1485 1874">IASBは既に、異なるIFRS第9号の版を適用した結果(例:企業がIFRS第9号(2009年版)を当初適用し、その後にIFRS第9号(2014年版)を適用した場合)、金融資産の分類及び測定に変更があった場合の開示規定を開発して公表していることをIASBスタッフは指摘した。IASBスタッフは、新たな保険契約に関する基準書に移行した際に金融資産の分類及び測定に変更があった場合には、これらの開示規定を適用すれば有用な情報が提供されるであろうと考えた。</p>

IASBの議論

論点	IASBの議論
事業モデルの再評価は任意か強制か	<p>IASBは、新たな保険契約に関する基準書の当初適用時における事業モデルの再評価の目的について審議し、以下の点を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none">● この目的は、IFRS第9号に基づく分類変更の目的とは異なる。● この再評価は、新たな保険契約に関する基準書の当初適用日に存在する事実及び状況に基づき行う。● この再評価は、IFRS第9号の当初適用を再度行うことと類似している。● IASBは、一時的な移行規定を提供することを意図している。
開示規定	<p>1名のIASBメンバーは、定性的情報は、新たな基準書が許容している分類変更に関するものに過ぎないため、有用ではないと考えた。ただし、他のIASBメンバーは、定性的情報は、事業モデルの評価に変更をもたらした事実及び状況の変化について開示することになるため、目的適合性があるというスタッフの意見に賛成した。これらの開示は、移行規定は適切な場合にのみ適用されるものであるという保証を提供するのに役立つ。</p>

IASBの決定

IASBは、スタッフの提案に同意した。

IASBは、保険契約に関する比較情報を修正再表示すること、及び金融資産に関する移行規定は強制しないことを確認した。

当初適用時の比較情報の修正再表示

論点

現行では、IFRS第4号の適用範囲である保険契約を発行している企業は、金融資産をIAS第39号に基づき会計処理している。将来においては、これらの企業は以下の会計処理を行うことになる。

- 金融資産をIFRS第9号に基づき会計処理する。
- 保険契約を新たな保険契約に関する基準書に基づき会計処理する。

IASBは、新たな保険契約に関する基準書の再審議において、過年度の比較情報の修正再表示について、IFRS第9号に基づく場合とは異なる結論を下した。

移行アプローチについて、IFRS第9号と公開草案とでは以下のように異なる。

- IFRS第9号は、分類及び測定(減損を含む)に関する規定の完全遡及適用を免除する規定を一部含んでいる。企業が過年度の修正再表示をしない場合には、過年度の帳簿価額と当初適用日を含む年次報告期間の期首時点の帳簿価額の差額を資本の期首残高に認識することになる。企業は、事後的判断を用いずに可能である場合において、比較情報の修正再表示を認められる。
- 公開草案は、企業が以下のいずれかのアプローチを用いて新たな保険契約に関する基準書を遡及適用し、表示される最も早い期間の期首に存在する保険契約を測定することを要求している。

- 遡及適用(ただし、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で定義する実務上不可能な場合はこの限りではない)
- 簡素化されたアプローチ(完全遡及適用が実務上不可能な場合)
- 遡及適用に対する公正価値アプローチ(完全遡及適用も簡素化されたアプローチも実務上不可能な場合)

IASBIは、それぞれの移行アプローチを踏まえ、以下の2つの状況を想定した。

- 企業が新たな保険契約に関する基準書を当初適用すると同時にIFRS第9号を当初適用する場合
- 企業が新たな保険契約に関する基準書を当初適用する前にIFRS第9号を適用する場合

IASBスタッフは、以下のように考えた。

- 推奨すべきアプローチは、IFRS第9号及び新たな保険契約に関する基準書の移行規定の原則と整合するものでなければならない。
- 財務諸表上で保険契約に関する比較情報を表示することは、IFRS第9号の移行規定によりそれと同等の金融資産に関する情報が必要ない場合であっても、新たなモデルの結果を評価するうえで重要である。

新たな保険契約に関する基準書の前にIFRS第9号を適用する企業において、金融資産に関する比較情報の修正再表示について規定を設ける際には、以下の規定と整合する(以下の規定と比べて不利なものとならないように)移行規定を定めることを目標に意思決定しなければならないとIASBスタッフは考えた。

- IFRS第9号で提供されているIFRS第9号の当初適用に関する規定
- IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書を同時に適用する企業に適用される規定

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、新たな保険契約に関する基準書の当初適用時における規定を、以下のように定めることを提案した。

- 企業は、(IFRS第9号を当初適用する時期にかかわらず)保険契約に関する比較情報を修正再表示しなければならない。
- 企業が新たな保険契約に関する基準書の前にIFRS第9号を適用している場合には、新たな保険契約に関する基準書の適用時に金融資産に関する比較情報を修正再表示することが認められる。ただし、それが認められるのは、事後的判断を用いずに修正再表示が可能な場合のみであり、かつ企業が新たな保険契約に関する基準書の以下の移行規定を適用することを選択している場合である。
 - 金融資産のFVOの指定または指定の取消をするための規定、あるいは資本性金融商品への投資に関するOCIでの表示を選択できるという規定
 - 金融資産の管理に関する事業モデルを再評価するための規定

IASBの議論

IASBIは、企業が事後的判断を用いることなく、金融資産の修正再表示を行う準備をし、IFRS第9号を適用する際に適切なデータの記録を開始しているのであれば、新たな保険契約に関する基準書の当初適用時に金融資産を修正再表示することは可能であろうと指摘した。1名のIASBメンバーは、事後的判断の使用に関する要件は、企業が当初から新たな基準書を理解しており、その適用に向けて準備することが可能ならば、実務上さほどの障害とはならないだろうと考えた。

IASBの決定

IASBは、スタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

保険者は、新たな保険契約に関する基準書と並行してIFRS第9号を適用する際に、大きな困難に直面することになる。この移行期における保険者を支援するために、IASBは保険事業について特別な移行規定を設けた。10月の会議において、新たな保険契約に関する基準書の適用時に金融資産の管理に関する事業モデルを再評価する対象を、上書きアプローチの適用対象と同じものとするを決定したことにより、新たな保険契約に関する基準書を当初適用する前に上書きアプローチでIFRS第9号を適用することを選択した企業にとって、実務上のコスト及び複雑性は軽減されるはずである。

IASBは、新たな保険契約に関する基準書の遡及適用の目的を堅持することに注力しているように思われる。この目的を修正すれば、保険者は移行時により困難な問題に直面するおそれがあり、更なる比較可能性の問題も生じることになる。

上書きアプローチを適用する企業は、上書きアプローチはIFRS第4号の改訂に由来するものであるため、新たな保険契約に関する基準書の当初適用時に行った上書き調整を覆して比較情報を修正再表示しなければならないか否か、比較情報の修正再表示は、上書きアプローチは金融資産の会計処理に関するものであるため許容されるのか、または、比較情報の修正再表示は9月の審議において選択肢として言及されていなかったため禁止されるのかは、不明確である。

IASBは、公開草案で提案したミラーリング・アプローチを今後検討しないことを決定した。

ミラーリング・アプローチを公開草案から新たな保険契約に関する基準書に引き継ぐべきか

論点

多くの市場関係者は、公開草案で提案したミラーリング・アプローチの複雑性(すなわち、キャッシュフローの区分または分解)⁴及び一部の有配当契約の測定結果に違いが表れる可能性について懸念していた。

一部の市場関係者は、保険契約を異なる方法で測定すると比較可能性が損なわれることになるため、すべての保険契約を同じ方法で測定する方が望ましいと表明した。

IASBが直接連動の有配当契約について変動手数料アプローチを開発したのは、このフィードバックを反映したためであった。変動手数料アプローチでは、直接連動の有配当契約は、企業が保険契約者にサービスに対する変動手数料控除後の基礎となる項目の公正価値の100%を支払う義務を負う契約とみなされることになる。

ただし、数名の市場関係者は、公正価値で測定できない資産と現在価値で測定する履行キャッシュフローの会計上のミスマッチの影響は保険相互会社の財政状態及び経営成績の報告に重大な影響を及ぼす可能性があるため、ミラーリング・アプローチは保険相互会社にとって必要であるという意見を表明した。

保険相互会社のためにミラーリング・アプローチを残すことによって、2つの同一の保険契約が、そのうち1つは保険株式会社ではなく保険相互会社が発行したものであるという理由のみで、異なる方法で測定されるという結果が生じることになる。IASBスタッフは、IASBの一般原則として、経済的に類似した商品は、企業がその商品を保有または発行する法的形式にかかわらず、同様の方法で会計処理すべきであるという点を指摘した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBが公開草案で提案した有配当保険契約を測定するためのミラーリング・アプローチを今後検討しない(すなわち、ミラーリング・アプローチを新たな保険契約に関する基準書で許容も要求もしないこととする)ことを提案した⁵。

IASBの議論

1名のIASBメンバーは、IASBは財務諸表作成者及び利用者が保険相互会社は資本を保有することができないと誤解しないように注意すべきであることを指摘した。複数のIASBメンバーは、相互会社が資本及び当期純利益を有することができる例を提供し、保険相互会社が資本及び当期純利益を有することができる状況もあり得ることにある程度同意していた。IASBは、スタッフがアジェンダ・ペーパー2Cで提供した表示例⁶についても審議した。

IASBの決定

IASBは、スタッフの提案に同意した。

4 詳細な情報については、KPMGの刊行物「IFRS Newsletter Insurance-Issue 46 グローバルな保険会計へ向けて」を参照。

5 IASBの2015年6月の会議において、IASBは有配当契約について一般的な測定モデルを修正することに同意した。この修正は、「変動手数料アプローチ」としても知られている。IASBは、変動手数料アプローチを導入して、公開草案で提案したミラーリング・アプローチについての市場関係者の懸念の一部に対応した。

6 IASBスタッフが提供した具体的な例については、「アジェンダ・ペーパー2C」の9-10ページを参照。

KPMGの所見

実務が多岐にわたることを回避するために、IASBは、基準書には、保険者の法的形式ではなく、契約または保険証券の経済的実態に基づく原則を含めるべきであるという立場を堅持した。

場合によっては、保険相互会社の保険契約負債の履行キャッシュフローには、資産が負債を超過する額全体に対する保険契約者の権利が含まれていることもある。このような権利がある場合、該当する保険相互会社には資本も当期純利益も留保してはならないことが推定される。ただし、資産と負債の測定基準が異なることによって会計上のミスマッチが生じ、それにより保険相互会社の報告上の負債が認識している資産を上回る可能性がある。企業は、このような財務諸表に対する影響を説明するために、追加の開示を提供する可能性もある。

保険株式会社についても、保険契約者が法定剰余金から配当を受ける場合には、変動手数料アプローチによっても会計上のミスマッチが生じる可能性がある。これにより、当期純利益に著しい影響が及ぶ可能性もある。

表示及び開示の評価

IASBは、公開草案の公表以来行ってきた過去の決定を踏まえて、表示及び開示規定を決定した。

過去の決定の見直し

論点

2013年6月の公開草案の公表以来、IASBは、再審議において数々の決定を下しており、そのうちの一部には開示に関する決定が含まれている。それ以外にも、IASBが表示及び開示に関する決定を後日まで保留したのものもある。10月において、IASBは、表示及び開示の観点から、以下の過去の決定を検討した。

過去の決定		詳細を参照できる文献
直接連動の有配当性を有する契約に関連する項目を財政状態計算書上独立の科目で表示する必要があるか		
変動手数料アプローチ	直接連動の有配当契約について、企業が稼得すると見込むサービスに対する変動手数料の見積りの変動に対して、契約上のサービス・マージン(CSM)をアンロックする。	KPMGの刊行物「 IFRS Newsletter Insurance-Issue 46 グローバルな保険会計へ向けて」を参照
直接連動の有配当契約に関するヘッジ活動	企業が変動手数料アプローチを用いて保険契約を測定し、FVTPLで測定するデリバティブを用いて保険契約に組み込まれている保証から生じる金融市場リスクを低減している場合には、保険契約に組み込まれている保証の履行キャッシュフローを用いて算定した価値の変動を当期純利益に認識することが認められる。	Issue 48
当期純利益及びOCIで表示する利息費用に関する情報を財務諸表注記で開示する必要があるか		
会計方針の選択—利息費用の調整	すべての契約について、企業は、ポートフォリオ内の割引率及び市場変数の変動の影響を当期純利益またはOCIで表示することを選択する。	Issue 38
有配当契約—保険投資費用の算定	IASBは、保険投資費用を原価測定ベース(cost measurement basis)を用いて算定するための詳細な方法を規定しないこととした。	Issue 48
移行時の簡便法—保険投資費用の算定	原価測定ベースの保険投資費用を当期純利益で表示することを目的とする契約について、完全遡及適用が実務上不可能な場合には、企業は、新たな保険契約に関する基準書を初めて適用する際に、OCI累計額をゼロと測定することによって、保険投資費用及びOCI累計額の算定を簡便化してもよい。	Issue 48

直接連動の有配当性を有する契約に関連する項目を財政状態計算書上独立の科目で表示する必要があるか

IASBの過去の決定に基づくと、変動手数料アプローチでの契約の測定は、一般的なモデルでの測定とは異なることになる。したがって、IASBは、変動手数料アプローチを用いて測定する契約について独立の表示科目が必要か否かを検討する必要があった。IASBスタッフは、以下のポイントを検討した。

変動手数料アプローチ

- 変動手数料アプローチと一般的なモデルの両方で測定した契約をよく表している特徴は、重要な保険リスクの存在である。
- IAS第1号「財務諸表の表示」は、それぞれ別の基準で測定した金融資産または金融負債を独立の科目で表示することを要求していない。
- これらの契約の具体的な特徴は、財務諸表注記で説明することができる。

直接連動の有配当契約に関するヘッジ活動

- 企業が保険契約に組み込まれている保証の価値の変動を当期純利益で表示することを選択しているか否かによって、保険契約間の比較可能性が損なわれる。
- ヘッジ会計に関する審議の一環として、IASBは、市場関係者が表明した懸念のため、企業が公正価値ヘッジ会計を適用することによる調整を財政状態計算書において独立の表示科目で表示するという提案を却下した。

当期純利益及びOCIで表示する利息費用に関する情報を財務諸表注記で開示する必要があるか

IASBスタッフは、IASBが公開草案を公表して以来行ってきた決定に照らしてこのトピックを見直し、以下の検討事項を指摘した。

会計方針の選択－利息費用の調整

- 2014年3月のIASBの決定に基づき、割引率の変動の影響をOCIで表示する保険契約のポートフォリオについて、利息費用を当期純利益に認識した金額とOCIに認識した金額とに分解する調整表を、利息費用総額が財政状態注記の一箇所で開示されるように開示しなければならない。
- IASBスタッフは、この分析は新たな情報を提供するものではなく、財務諸表上に既に存在する情報を様々な方法で整理するものであるという意見を述べた。
- IASBスタッフは、利息費用総額から割引率その他の変動の影響を割り出す分析は、当期簿価利回りアプローチ(CPBY)を適用することができる契約については、限られた情報しか提供しないことを指摘した。

有配当契約－保険投資費用の算定

- 企業は、異なる方法を用いて原価測定ベースを算定してもよい。なぜなら、IASBは、この金額を算定するための具体的な方法を規定していないからである。
- 用いる方法について透明性を追加することによって、財務諸表利用者は情報の比較可能性を評価できるようになる。

移行時の簡便法

- IASBの過去の決定の結果、企業は以下の行うことになる。
 - 当初適用日現在保有している保険契約に関する金額をOCIから当期純利益に振り替えることはできない。
 - 当初適用日現在保有しているいかなる投資に関する金額もOCIから当期純利益に振り替える。

その他の検討事項－IFRS第15号の開示との比較

IASBスタッフは、IFRS第15号の開示規定との関連性も検討した。IASBスタッフの分析によると、公開草案での提案は、全体としてIFRS第15号の基本的な原則と整合している。ただし、IFRS第15号では実務上の簡便法に関する情報の開示を要求されるが、公開草案では実務上の簡便法は提案されていないことをIASBスタッフは識別した。

IASBスタッフの提案

財政状態計算書上の表示

IASBスタッフは、IASBが保険契約に関連する項目の財務諸表上の表示に関する公開草案の提案(すなわち、変動手数料アプローチを用いて測定した契約に関する項目を独立の科目で表示する必要はないこと)を確認することを提案した。

財務諸表注記における情報の開示

IASBスタッフは、IASBが以下を行うことを提案した。

- 変動手数料アプローチを用いて契約を測定し、保険契約に組み込まれている保証の価値の変動を当期純利益で認識している企業に、当期純利益で認識している保証の累計額のあるCSM及びその累計額のないCSMの金額を開示するよう要求すること
- 企業が割引率の変動の影響をOCIで表示している場合に、当期純利益とOCI間の利息費用総額の分析を開示するという規定案を削除すること
- 当期純利益及びOCIに含まれている利息費用総額から当期の割引率を用いて算定した発生利息額を割り出す分析についての開示、及びCPBYアプローチを適用している期間における割引率の変動の影響についての開示を要求しないこと
- 企業に原価測定ベースを用いて保険投資費用を算定するのに用いた方法についての説明を開示するよう要求すること
- 簡素化されたアプローチを適用する企業(すなわち、原価測定ベースを用いた保険投資費用を当期純利益で表示することを目的とした契約について完全遡及適用が実務上不可能な場合)に、OCI累計額をゼロと測定し、以下を行うよう要求すること
- － 新たな保険契約に関する基準書の適用範囲である契約に関連するものとして金融資産を指定する。
- － その金融資産について、移行日及びその後の各報告期間において、OCI累計額の期首残高から期末残高までの調整表を開示する。

新たな保険契約に関する基準書の開示とIFRS第15号の開示の整合性を確保するために、IASBスタッフは、企業が適用している実務上の簡便法を開示するよう要求することをIASBに提案した。

IASBの議論

1名のIASBメンバーは、独立の科目での表示は、IAS第1号で表示に関する一般原則が規定されているため、必要ないというIASBスタッフの意見に賛成した。

別のメンバーは、独立の科目での表示を要求しないことによって、財務諸表作成者が財務諸表において過度の集約を行いかねないことを懸念した。それに対して、一部のIASBメンバーは、最終的な基準書の結論の根拠において以下のような記載をすることを提案した。

- 市場関係者にIAS第1号の規定に留意するよう促す記載
- 保険会社は適切なレベルに集約した情報を提供する必要があることを強調した記載

IASBは、市場関係者から寄せられたフィードバックを勧奨して、開示規定全体の検討を行った。

数名のIASBメンバーは、企業は当期純利益で認識している保証の累計額のあるCSM及びその累計額のないCSMの金額を開示するというスタッフの提案は分かりにくく、企業に2つの別個のCSMの記録を要求することになりかねないと懸念した。1名のIASBメンバーは、その調整の透明性に焦点を当てる形でその提案を修正することを示唆した。結果として、IASBスタッフは、変動手数料アプローチを用いて契約を測定し、かつ保証の価値の変動を当期純利益で認識する企業にその期間の当期純利益で認識した保証の変動額を開示するよう要求する提案を修正した。

IASBの決定

IASBは、上記で明確にした事項を含め、スタッフの提案に同意した。

市場関係者のフィードバックへの対処

論点

大部分の財務諸表利用者は、新たな保険契約に関する基準書の開示の重要性を過去に強調していた。したがって、IASBスタッフは、寄せられたフィードバック⁷及び公開草案でIASBが提案した開示との関連で財務諸表利用者が求める情報ニーズ並びに再審議を通じて行った開示に関する決定を見直した。

IASBスタッフは、財務諸表利用者が強調した以下の事項を識別した。

財務諸表利用者が強調した事項	スタッフの検討事項
財政状態計算書上の金額の変動並びに純損益及びその他の包括利益計算書に認識した金額の調整表	確かに公開草案では契約残高の調整表は要求しているものの、CSMで相殺される履行キャッシュフローの変動に関する情報は要求していない。
レベルを細分化することにより複数の事業に関する情報を追加的に提供する開示	公開草案では、企業に適切なレベルでの集約を検討するよう提案しており、例として地域別の分類を提供している。
以下の事項に関する開示 <ul style="list-style-type: none"> ● 測定の際に用いる仮定 ● その仮定の変化に対する結果の感応度 	IASBは、公開草案でこのような開示を提案した。
当期純利益でのCSMの認識のパターンに関する開示	この情報は現在、新たな保険契約に関する基準書で要求していない。
以下で提供される情報のニーズに対応する開示 <ul style="list-style-type: none"> ● 要約したマージンの表示(負債の測定に起因するマージンの変動) ● 取引高の情報といった活動の測定数値 	IASBは、公開草案の一部で以下の事項を要求するよう提案している。 <ul style="list-style-type: none"> ● 財政状態計算書で表示すべき収益 ● 新たな事業に関する情報 ● 開示すべきマージンの情報

7 2014年1月のIASBの会議における「アジェンダ・ペーパー2B」を参照。

財務諸表利用者が強調した事項	スタッフの検討事項
<p>企業が移行時に簡素化された遡及適用アプローチを用いて金額を測定する際に、このような金額が新たな保険契約に関する基準書を遡及適用する企業との金額と完全に比較可能とはいえないために追加される情報を含む開示</p>	<p>公開草案では、公開草案の簡素化されたアプローチを用いる金額を見積る際に使用する仮定に関する情報を要求している。ただし、公開草案では、企業に移行時及び移行後の当該金額を開示することは要求していない。</p>

IASBスタッフはまた、当期に受け取った保険料から当期に認識した保険契約収益への調整表で開示しなければならない情報は、既に保険契約残高の調整表で提供されていることを指摘した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBIに以下の事項を開示する規定を追加するよう提案した。

- CSMの変動として会計処理している履行キャッシュフローの変動(変動手数料アプローチを適用していない企業の場合)
- 以下のいずれかにより、企業がCSMの残額を当期純利益で認識することを見込む時期に関する説明
 - 適切な期間区分を使用した定量ベースの説明
 - 定性的情報による説明
- 簡素化されたアプローチを用いて移行時に算定した、移行日現在及びその後の期間における財務諸表上の金額

IASBスタッフはまた、企業が当期純利益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整を行うとする規定案を削除するよう提案した。

IASBの議論

1名のIASBメンバーは、当期純利益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整を行う規定案は、財務諸表利用者にとって有用であると考えた。IASBスタッフは、受け取った保険料についての開示は必要であると指摘した。

2名のIASBメンバーは、新たな保険契約に関する基準書で提示する開示規定は、チェックリストのような形式ではなく、開示の方針及び目的を反映するような形式で書くことを提案した。

IASBの決定

IASBIは、スタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

10月の会議において、IASBは、IASBの過去の決定及び財務諸表利用者が目的適合性があるとみなしている事項との関連で公開草案の開示規定を検討することによって、それらの規定の見直しを大きく前進させた。保険契約収益と受け取った保険料との間の調整表を開示するという規定をIASBが削除したことによって、財務諸表作成者の負担は軽減し、財務諸表利用者はより目的適合性のある情報に注目することができるようになる。

ただし、割引率の変動の影響をOCIで表示している場合に当期純利益とOCIで認識している利息費用総額の分析を開示するという規定案を削除しても、負担が大幅に軽減するとは限らない。なぜなら、財務諸表作成者は依然として、当期純利益及びその他の包括利益計算書の表示において、この情報を必要としているからである。

別表:IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロック	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 ■ 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、CSMがゼロを下回ることはないという前提で、CSMに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。 ■ 無配当契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMに係る利息計上 - CSMを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 ■ 企業は、以下を開示することとする。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMの変動として会計処理している履行キャッシュフローの変動(変動手数料アプローチを適用している場合は除く) - 以下のいずれかにより、企業がCSMの残額を当期純利益で認識することを見込む時期に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> • 適切な期間区分を使用した定量ベースの説明 • 定性的情報による説明 	<p>有</p> <p>有</p> <p>無</p> <p>有</p>
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、会計方針として、次のいずれかを選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 割引率及びその他の市場の変動を、当期純利益とOCIとに分解する。 - 保険投資費用を、現在測定ベースを用いて当期純利益に表示する。 ■ 企業は、市場変数の変動によってもたらされたキャッシュフローの金額の見積りの変動を、包括利益計算書において割引率の変動と整合的に、同じ場所に表示する。 ■ 市場変数の変動によって生じた保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIとに分解する目的は、保険投資費用を原価測定ベースを用いて当期純利益に表示することである。IASBは、原価測定ベースを用いて保険投資費用を決定する詳細な方法を特定しない。 ■ 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 ■ 割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。 	<p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> - 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 - OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が割引率及びその他の市場変数の変動の影響をOCIで表示することを選択している場合、以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 原価測定ベースを用いて保険投資費用を算定するのに用いた方法に関する説明を開示する。 - 企業が、移行時に簡素化されたアプローチを使用してOCI累計額をゼロと測定している場合には、以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> • 新たな保険契約に関する基準書の適用範囲である契約に関連するものとして金融資産を指定する。 • その金融資産について、移行日及びその後の各報告期間において、OCI累計額の期首残高から期末残高までの調整表を開示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての保険契約ポートフォリオについて、企業は、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 現在の割引率を用いて算定された利息費用 - 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 - 当期にCSMを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロック・インされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。 	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
保険契約収益 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当期純利益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整を行うよう要求する公開草案の第79項の開示は、削除する。 	有
有配当契約		
変動手数料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動の有配当契約(すなわち、以下の要件を満たす契約)について、CSMは、企業が契約から移得すると見込む変動手数料の見積りの変動に対してアンロックする。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約上、保険契約者は基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に関与することが明記されている。 - 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。 - 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。 	有
CSMの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時の経過に基づき、CSMを当期純利益に認識する。 	有
直接連動の有配当契約についてヘッジ活動から生じる会計上の mismatchesの会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が保険契約の評価に変動手数料アプローチを使用し、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVTPLで測定されるデリバティブを使用する場合、保険契約に組み込まれる保証について履行キャッシュフローを使用して測定される価値変動を当期純利益に認識することができる。ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> - 当該リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合している。 - 保証とデリバティブの間に経済的相殺がある。すなわち、組み込まれた保証とデリバティブの価値またはキャッシュフローは、軽減されるリスクの変動に対して同様に反応するため一般的に反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する上で会計上の測定の違いを考慮しない。 - 信用リスクが経済的相殺に影響を与えないこと。 	無

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
直接連動の有配当契約についてヘッジ活動から生じる会計上の mismatches の会計処理 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 保証の価値の変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するためにデリバティブを使用するための、リスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。 - 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、保証の価値の変動を当期純利益に認識することを中止する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、当期純利益に認識している保証の価値の変動を開示する。 	有
市場変動から生じる変動の分解 – 経済的 mismatches のない直接有配当契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約とその基礎となる項目との間に経済的 mismatches がない契約については、変動を分解する目的は、以下の項目間で生じる当期純利益における会計上の mismatches を解消するように保険投資費用を表示することであるように修正される。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険投資費用 - 当期純利益において原価ベースで測定される保有項目、すなわち、当期簿価利回りアプローチ (CPBY) 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ したがって、市場変数の変動から生じる契約の変動 (すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動) と保険投資費用との差額は OCI で認識される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の場合、経済的 mismatches は存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約が直接連動の有配当契約である場合。すなわち、企業は保有契約者に基礎となる項目の公正価値を支払う義務があるため、変動手数料アプローチを適用する場合 - 企業は、選択もしくは強制的に、基礎となる項目を保有する場合 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が当期簿価利回りアプローチへの、または当期簿価利回りアプローチからの変更を要求される場合、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - OCI累計額の期首残高を修正再表示しない。 - 以下の通り、変更した期及び将来期間において、変更日における OCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 <ul style="list-style-type: none"> • 企業が従来、実効金利法を適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて決定した実効金利を使用して OCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 • 企業が従来、当期簿価利回りアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて、OCI累計額の残高を当期純利益に引き続き認識する。 - 前期の比較情報を修正再表示しない。 - アプローチの変更が生じた期に、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> • 変更の理由及び財務諸表の各項目に与える変更の影響 • 当期簿価利回りアプローチを適用しなくなった契約 (以前は適用していた) の価値及び当期簿価利回りアプローチを適用することとなった契約 (以前は適用していなかった) の価値 	有
有配当契約に対する会計方針の選択	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎となる項目と経済的 mismatches がない直接連動の有配当契約を含む有配当契約について、企業は、包括利益計算書における市場変数の変動から生じる変動の分解に関して、上述の通り会計方針の選択を行う。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
ミラーリング・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開草案で提案した有配当契約の測定のためのミラーリング・アプローチは、新たな保険契約に関する基準書では許容も要求もしないこととする。 	有
移行		
移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、新しい保険契約に関する基準書をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡素化された遡及アプローチの適用に関して、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整として当初認識時のリスク調整を見積もることに代えて、企業は表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整にその時点までに予想されるリスク解放を調整してリスク調整を見積もる。予想されたリスクの解放は、表示される最も早い期間に発行された類似の保険契約のリスク解放を参照して決定する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完全な遡及適用が実務上不可能であるような環境では、市場変数の変動によりキャッシュフローの金額が変動する契約の保険投資費用(及びOCI累計額)を決定するアプローチは以下のように単純化される(「簡素化されたアプローチ」)。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険投資費用を原価ベースで当期純利益に表示することを目的とする契約については、企業は、最も古い市場変数の仮定を、最初に新しい保険契約に関する基準書を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、新しい保険契約に関する基準書を最初に適用する時において、OCI累計額の残高はゼロとなる。 - 当期簿価利回りアプローチを適用する契約については、保険投資費用(または収益)は、企業が保有する項目について当期純利益に表示される利得(または損失)と同額かつ反対の符号となる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡素化された遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合、公正価値アプローチを適用し、以下の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> - 表示される最も早い期間の期首における保険契約の公正価値と履行キャッシュフローとの間の差異としてのCSM - 公開草案で提案された簡素化された遡及アプローチを適用し当初認識時の割引率を見積もることによって計算される当期純利益に認識する利息費用の損益と関連するOCI累積額 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡素化された遡及アプローチや公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する各表示期間においては、以下のアプローチを利用して測定された契約別に、移行時及びその後の期間における算定した財務諸表上の金額及び公開草案のC8項で提案された情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 簡素化された遡及アプローチ - 公正価値アプローチ 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行規定－金融資産の分類及び測定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチに基づき保険事業に関連する金融資産を識別するアプローチに合わせて、新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価を、企業が保険事業に関連するものとして指定した金融資産に対して適用することを企業に認める。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価、FVOに基づく金融資産の指定及び指定の取消、並びに資本性金融商品への投資のOCIでの表示の選択は、その基準書の当初適用時(すなわち、表示される最も早い期間の期首)に存在する事実及び状況に基づき行う。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 追加の移行規定を適用したことによる分類は遡及適用することとし、追加の移行規定を適用した結果金融資産の分類及び測定に変更が生じたことによる累積的影響額は、利益剰余金またはOCI累計額の期首残高で認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、移行規定を適用する金融資産の指定に関する方針を開示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな保険契約に関する基準書の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更があった場合には、企業は、金融資産の種類別に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 当初適用を行う直前の測定区分及び帳簿価額 - 移行規定を適用したことによる新たな測定区分及び算定された帳簿価額 - 過去にFVOの指定をしたが今後はFVOの指定をしない金融資産の財政状態計算書上の金額(企業が指定の取消をしなければならないものと指定の取消を選択したものとを区別する) - 当初適用の結果分類が変更した金融資産に対して企業がどのように移行規定を適用したかを財務諸表利用者が理解することのできる以下のような定性的情報 <ul style="list-style-type: none"> • 金融資産のFVOの指定または指定の取消をした理由 • 企業が事業モデルの再評価に際して異なる結論を下した理由の説明 	有
移行規定－比較情報の修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな保険契約に関する基準書の当初適用時に、企業は以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業は、保険契約に関する比較情報を修正再表示しなければならない。 - 企業が過去にIFRS第9号を適用していた場合には、新たな保険契約に関する基準書の適用時に金融資産に関する比較情報を修正再表示することが認められる(ただし、要求はされない)。なお、それが認められるのは、事後的判断を用いずに修正再表示が可能な場合のみであり、かつ企業が金融資産の分類及び測定に関する移行規定を適用することを選択している場合である。 	無 有
その他の論点		
CSMの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ CSMは、保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって当期純利益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無配当契約の場合、CSMが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> - 時の経過に基づき提供される。 - 保有契約数の推移予想を反映する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 - その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有
再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は当期純利益に認識しなければならない。 	有
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無 ⁸
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識時におけるCSMまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において、契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後におけるCSMを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。 	有
項目の表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、変動手数料アプローチを用いて測定した契約に関する項目を独立の科目で表示する必要はない。 	無
IFRS第15号の開示規定との比較可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、適用している実務上の便法を開示しなければならない。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違		
現行IFRS第4号の暫定的な改訂案 －上書きアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号は改訂される。保険事業に関連する特定の資産について、企業は以下の差額を当期純利益から除外し、OCIに認識することが認められる。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第9号のもとで当期純利益に認識される金額 － IAS第39号のもとで当期純利益に認識される金額 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調整は次に該当する企業にのみ適用される。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第4号に基づいて会計処理される保険契約を発行する企業 － IFRS第4号とIFRS第9号を同時に適用する企業 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRSを初度適用する企業が上書きアプローチを適用することを禁止する。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案される要求事項の適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度とする。IFRS第9号を早期適用する場合には、早期適用することができる。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチには有効期限はない。 	N/A
上書きアプローチの適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の両方の要件を満たす金融資産について、上書き調整を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約に関連する資産として、企業が指定する金融資産 － IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類されるが、IAS第39号のもとではFVTPLに分類されなかったであろう金融資産 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記金融資産の指定は、金融資産とIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約の関係に変更が生じた場合にのみ見直される可能性がある。 	N/A
上書きアプローチ－移行：アプローチの適用開始	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第9号を最初に適用（早期適用を含む）する時にのみ、上書きアプローチの適用を開始することができる。上書きアプローチを適用せずにIFRS第9号を適用した企業は、事後的に上書きアプローチを適用することはできない。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチは、IFRS第9号への移行時に、適格金融資産に対して遡及的に適用する。下記の差額に等しい金額を、OCI累計額の期首残高の調整として認識する。 <ul style="list-style-type: none"> － 適格資産の公正価値 － IFRS第9号への移行直前におけるIAS第39号に基づく償却原価または帳簿価額 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号に基づいて比較情報を修正再表示する場合にのみ、上書きアプローチを反映するために比較情報を修正再表示する。 	N/A
上書きアプローチ－移行：アプローチの適用中止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新しい保険契約に関する基準書を適用する時に、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。また、それよりも前に上書きアプローチの適用を停止することもできる。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチの適用を停止する場合、OCIに累積された過年度の上書き調整額全額を、表示される最も早い報告期間の期首または上書きアプローチが最初に適用された報告期間の期首のうち、いずれか遅い時点で利益剰余金に振り替える。 	N/A

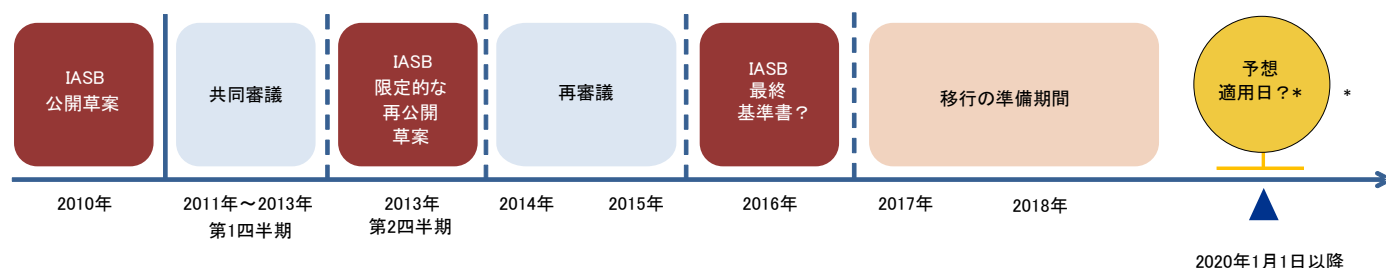
IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無					
上書きアプローチ —金融資産の再指定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、金融資産が最初に適用要件を満たす時に、将来に向かって上書きアプローチを適用することができる。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融資産が適用要件をほぼ満たさない場合、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。当該資産に係る上書き調整に関連するOCI累計額の残高は、直ちに当期純利益に振り替える。 	N/A					
上書きアプローチ —表示及び開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書き調整の金額は、当期純利益またはOCI、或いはその両方に単一の科目で表示する。企業は、上書き調整の金額を分解して当期純利益に表示することもできる。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチを適用する企業は、各報告期間において、以下の開示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 上書き調整を行っている事実及び上書き調整が関連する金融資産 - 上書き調整を行う金融資産の決定に関する方針 - 各報告期間における上書き調整合計額の説明を、上書き調整がどのように行われているかを財務諸表利用者が理解できるような方法で開示する。 - 包括利益計算書における表示科目に対する上書き調整の影響（包括利益計算書において個別に識別していない場合） 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融資産の移動及び金融資産の再指定について、下記の事項を開示する。 <table border="1" data-bbox="328 1137 1289 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1137 799 1227">新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産</th> <th data-bbox="799 1137 1289 1227">上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1227 799 1328">当期純利益及びOCI益に計上される上書き調整額</td> <td data-bbox="799 1227 1289 1328">当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1328 799 1429"></td> <td data-bbox="799 1328 1289 1429">OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額</td> </tr> </tbody> </table> 	新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産	上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産	当期純利益及びOCI益に計上される上書き調整額	当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額		OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額
新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産	上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産						
当期純利益及びOCI益に計上される上書き調整額	当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額						
	OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額						
現行IFRS第4号 の暫定的な改訂 —延期アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号の提供範囲に含まれる保険契約を発行する特定の企業に対してIFRS第9号の適用を延期するように、IFRS第4号は改訂される。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号を既に適用している企業は、IFRS第9号の適用を停止してIAS第39号を適用することはできない。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRSを初度適用する企業が延期アプローチを適用することを禁止する。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案される要求事項の適用日は2018年1月1日以降開始する事業年度とする。IFRS第9号を早期適用する場合には、早期適用することができる。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチの有効期限は、遅くとも2021年1月1日以降開始する報告年度より後にはならない。2021年1月1日より後において、保険契約に関する基準書が未だ有効ではない場合には、企業は上書きアプローチの適用を選択することができる。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチの適用は、強制ではなく容認される。 	N/A					

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
延期アプローチ —適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業は、保険契約の発行が当該報告企業の重要な活動である場合に、IFRS第9号の適用を延期することができる。IFRS第9号の適用延期は、報告企業が保有する金融資産のすべてについて適用される。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は次の項目に基づいて初めに保険事業が重要であるか否かを評価することが要求される。 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の総額が、 - IFRS第9号の適用を延期しなかったならば最初にIFRS第9号の適用が要求される日の負債総額に占める重要性 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険事業が重要であるか否かの評価において定量的な閾値はないが、IFRS第4号の改訂の結論の根拠において、企業の保険事業が重要ではないとみなされるレベルを示す事例が含まれる。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、企業の重要な活動に変化をもたらす可能性のある企業構造の明らかな変化が生じた場合に、次の年次報告日において保険事業が重要な活動であるか否かを再評価しなければならない。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再評価の結果、保険事業がもはや重要ではないと判断した場合には、下記の事項が要求される。 <ul style="list-style-type: none"> - 翌期首からIFRS第9号を適用しなければならない。 - 再評価を行った報告期間に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> • 企業はもはや延期アプローチに適格ではない旨 • 適格ではない理由 • 重要という要件を満たさなくなる原因となった事業構造の変化の生じた日 	N/A
上書きアプローチ —開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第9号の適用の延期を選択している旨 - 延期の適用要件をどのように満たすのかに関する説明 - 金融資産の性質及び信用度に関する情報 	N/A
上書きアプローチ —移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する場合、要求される開示を提供するために必要な範囲で、IFRS第9号の移行規定を利用する。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する企業は、新しい保険契約に関する基準書の適用日より前に、延期アプローチの適用を停止することができる。新しい保険契約に関する基準書を初めて適用する事業年度の期首からは、IFRS第9号を適用する必要がある。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号を初めて適用する場合、IFRS第9号の移行規定に従う。延期アプローチのもとで要求される開示は不要となる。 	N/A

8 スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2016年末までに公表される見込みである。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の2016年末までの発行を見込んでいる。強制適用日は、有配当契約のモデルが完成してから検討されるであろう。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
2	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
3	Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements
4	Evolving Insurance Regulation: The journey begins (March 2015)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報 (IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む) は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取り上げていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及び[FASBのウェブサイト](#)には、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年10月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。